

議案第1号

令和3年度予算の変更について

地方税共同機構 令和3年度 収支計画書 2 債務の負担 翌事業年度以降にわたる債務の負担の限度額を「14,707,074 千円」から「21,707,074 千円」に変更する。

(参考)

令和3年度 収支計画書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1 収支計画

(単位：千円)

区分	金額
事業活動収入	
補助金等収入	23,000
負担金収入	5,252,788
投資活動収入	
特定資産取崩収入	42,500
財務活動収入	
長期未収金収入	29,953
繰越金収入	145,345
収入合計	5,493,586
事業活動支出	
事業費支出	2,719,085
管理費支出	307,339
投資活動支出	
特定資産取得支出	172,108
固定資産取得支出	98,907
財務活動支出	
長期未払金支出	2,184,180
予備費支出	10,000
支出合計	5,491,619
収支差額	1,967

※ 予算成立後に行う契約の内容によって、事業活動支出、投資活動支出及び財務活動支出の区分に変更の生じるものが含まれている。

※ 令和元年度決算における次期繰越金266,510千円の一部を、繰越金収入として計上している。

2 債務の負担

21,707,074

翌事業年度以降にわたる債務の負担の限度額は、14,707,074千円とする。

事業の内訳は別紙のとおり。

(参考別紙)

翌事業年度以降にわたる債務の負担に関する事項内容

事項	
1	事務局用備品リース
2	自動車税関係広報
3	eLTAX現行システムの利用期間延長 〔 ・電子申告等システムに係る運用保守業務 ・データセンタ、HW賃貸借 等 〕
4	特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化
5	地方税共通納税システムの対象税目拡大
6	電子申請対象手続の拡大
7	次期eLTAX基本計画・実施計画の契約変更
8	軽自動車関係手続の電子化 〔 ・OSS都道府県税共同利用化システムの軽自動車OSS対応 ・軽自動車JNK Sの構築・保守 等 〕
9	自動車関係システムの改善 〔 ・自動車JNK Sの運用期間等の変更 ・次期OSS都道府県税共同利用化システムの運用 ・地方税共通納税システムの自動車OSS対応 等 〕
10	ヘルプデスクの契約変更